

平成29年1月から

市民税・県民税の申告に

申告者本人の

扶養する家族の

マイナンバーの 記載が必要です

本人が申告する場合

申告の際には、次の本人確認書類をお持ちください

- 1 マイナンバーが分かるもの
- 2 本人であることが分かるもの



《 必要書類を確認してください 》

顔写真付きカード

マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている

はい

いいえ

マイナンバーカード1枚で

1と**2**の確認ができます

お問い合わせ

市民税課: ☎25-3193~3197

・通知カード(※)

1

・個人番号の記載のある住民票の写し

(※)氏名・住所などの記載事項に変更がある場合は個人番号の記載のある住民票の写しが必要

2

・運転免許証・健康保険証
・身体障害者手帳・パスポート
・在留カード・年金手帳
・写真付き身分証明書
・呉市が名前・住所を印字して送付した
申告書 など

1と**2**から1つずつ必要です

代理の方が申告する場合は
裏面へ

マイナンバーについて、詳しくお知りになりたい方は
総務省のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

代理の方が申告する場合



申告の際には、次の書類をお持ちください

- 1 本人のマイナンバーが分かるもの
- 2 代理権が分かるもの
- 3 代理人本人であることが分かるもの

1

- ・マイナンバーカード(コピーの場合は両面)
- ・通知カード(※)
- ・個人番号の記載のある住民票の写し
上記のうち、1つ(コピー可)

(※)氏名・住所などの記載事項に変更がある場合は個人番号の記載のある住民票の写しが必要

2

- ・戸籍謄本
- ・その他その資格を証明する書類
(法定代理人の場合)
- ・委任状(任意代理人の場合)
- ・本人しか持ちえない書類
(本人のマイナンバーカード、
本人の健康保険証 など)

上記のうち、1つ

3

- ・マイナンバーカード・運転免許証
- ・身体障害者手帳・パスポート
- ・写真付き身分証明書 など

上記のうち、1つ

- ・健康保険証・年金手帳
- ・児童扶養手当証書・住民票の写し
- ・写真なし身分証明書・源泉徴収票
- ・税、社会保険料、公共料金の領収書
- ・印鑑登録証明書 など

上記のうち、2つ以上

Q: 私はマイナンバーカードを持っていません。どうしたらいいですか。

A: 通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票と本人確認できる書類をお持ちください。



Q: 申告書を郵送により提出する場合、本人確認書類の写しを添付する必要がありますか。

A: 必要です。
郵送で提出される場合は、本人確認書類(マイナンバーが分かるものと本人であることが分かるもの)のコピーを同封してください。

